

訴状の概要

一 今回の国家賠償請求訴訟においては、国の「不法行為」として以下の点をあげています（「開拓団」や「残留邦人」等は本来「」をつけるべきですが、煩雑になりますので省略します）。

国が、国策により、中国東北地区（旧「満洲」）に移民させた原告ら日本国民を、終戦時、中国に遺棄したこと。

国が、さらに、原告らを、そのまま長年にわたり祖国への帰還の措置をとらなかったこと。

国が、辛苦の末、帰国を果たした原告ら中国残留邦人（「残留婦人」・「残留孤児」）に対し、定着自立、生活保障等の施策を講じていないこと。

二 中国残留邦人発生の歴史と原因及び帰還措置の懈怠

1. 国策による「満洲移民」政策

1936(昭和11)年8月25日

広田内閣「七大重要国策要綱決定」

その第6項で「満洲」へ開拓移民20年間に100万戸入植計画を明記。

日本国内で大量移民実施のため、各県指導の下に各町村でその分村として、「満洲」、内蒙古に集団移民の送り出し計画を遂行するようになる。

1937(昭和12)年11月30日

閣議決定「満洲に対する青少年移民送出に関する件」

いわゆる「満蒙開拓青少年義勇軍」であり、軍事的見地で配置。

ソ連参戦通告の1945(昭和20)年8月8日まで、開拓団を続々送り込む。

この結果、1945(昭和20)年5月時点において、「満洲」・内蒙古における

開拓団は 16万7,091人

青少年義勇軍は 5万8,494人 に上った。

(これは応召者を含まない人員であり、当時の外務省の調査によると送り込み済み開

拓民は約 32 万人。ということである。しかも、その後も開拓民に一切状況切迫を知らせず送り込みを続けた)。

2. 在満蒙邦人の遺棄

1945(昭和 20)年

大本営・関東軍は、本土防衛のため、

朝鮮半島及びこれに近接した「満洲」地域を絶対的防衛地域とした。

「満洲」の 4 分の 3(開拓地のほとんどがこの地域)を持続戦のための戦場とすることを決定。

この地域の防衛、及び邦人の保護を放棄した。

同年 4 月にソ連が日ソ中立条約の不延長を通告。大本営は対ソ戦の現実的危機を認め、関東軍の強化を図ったが、既に 20 個師団が南方戦線等に転用されていたため、同年 7 月 10 日、「在満」邦人 18 歳以上 45 歳以下の男性を召集、いわゆる「根こそぎ動員」をした。

この結果、「満洲」・内蒙古の開拓団には、高齢者・女性・子どものみしか残らなかった。

1945(昭和 20)年 8 月 9 日 ソ連軍「満洲」侵攻開始

政府・大本営・関東軍から全く情報もなく、戦況等について一切知らされていなかった開拓民(ほぼ全てが高齢者・女性・子ども)は、真夜中、突然のソ連軍の侵攻にさらされ、混乱し、多大の犠牲者続出するなか、避難を開始した。

ソ連軍、「匪賊」の襲撃による殺戮・強姦・強奪に加え、自決、幼児絞殺・溺殺(逃避の妨げになる)等、地獄の惨状を呈した。

原告ら残留婦人・残留孤児はこの混乱のなか、辛うじて生き残り、現地の中国農民らに拾われ、助けられた人たちである。

1945(昭和 20)年 8 月 10 日

大本営命令 - 朝鮮は防衛、「満洲」は放棄

ソ連侵攻に対し、関東軍はほとんど戦わないまま、邦人の保護を全くなさず撤退した。

1945(昭和20)年8月15日 終戦

日本は1945(昭和20)年8月14日、ポツダム宣言を受諾。敗戦。

終戦後においても、開拓民たち邦人の犠牲・惨劇は続く。
ソ連軍に追われ、「匪賊」に襲われ、国共内戦に巻き込まれ、逃避行の中、餓死・病死、自決する者、数知れぬ状況であった。

1945(昭和20)年8月29日

「満洲」・朝鮮在留邦人・軍人180万人について
現地土着、日本国籍離脱方針(大本营参謀所見報告、関東軍参謀長全面同意)

同年9月に外務省は、「満洲」現地に「民間人は現地に定着させよ」との指令を出す。

連合軍が、日本政府に海外にいる日本軍人・民間人の日本引揚げを指令するも、日本政府による「在満」邦人の引揚げは、他の海外在留邦人(軍人・民間人)地区に比し、大幅に遅れる。

生存のため、現地中国人に貰われた幼少の子どもたち、中国人と結婚した女性たち、さらわれる女性子ども等、生き残った者は転々とした末、中国人家庭に入ることになる。

残留婦人・残留孤児のほとんどは、この期間に発生したものである。

3. 終戦直後の引揚げ政策の混乱

1945(昭和20)年10月18日

GHQ 指令により、厚生省を引揚げ責任庁とする

1946(昭和21)年3月

中国国民政府軍瀋陽進駐 - 日本人管理組織確立

日本政府 - 引揚げ援護院設置(厚生省外局)

GHQ - 引揚げに関する基本命令

1946(昭和21)年 5月5日 引揚げ第一船、壺蘆島出航

5月15日 奉天(現瀋陽)から、
7月28日 長春から引揚げ第一列車出発
11月23日 大連地区引揚げ開始
12月19日 ソ連軍管理地区日本人送還 (米ソ協定)

1949(昭和24)年 4月26日になって、

ようやく衆参両院が引揚げ促進の決議を出すも、同年10月3日入港船をもって中国からの集団引揚げが中断となる。(この間約104万人引揚げ)

4. 「残留孤児」「残留婦人」の差別的線引き

中国人家庭に入った女性は引揚げの対象にならず、いわゆる「中国残留婦人」となった。

国は敗戦後、中国(ほとんど東北地区/旧「満洲」)に置き去りにした13歳未満の日本人を「残留孤児」、13歳以上を「残留婦人」としてきた。

そして、国は、「残留婦人」は、自己の意志で残留した者として決めつけ、日本国籍を剥奪したり、長いこと援護政策の対象とせず、差別してきた。

しかし、いわゆる「残留婦人」は、敗戦時、開拓団の妻・娘であったり、あるいは、勤労奉仕で内地から送られた女子学生の人たちである。

この人たちは、戦地に巻き込まれ、酷寒の荒野をさまよひ、辛うじて中国人家庭に入ることによって生き延びることができた人々である。

5. 引揚げ中断とその後の残留邦人の放置

日中国交断絶・引揚げ中断

1949(昭和24)年10月1日

中華人民共和国成立。日本国は承認せず。

10月3日入港をもって以降、引揚げ中断となる。

民間レベルでの努力で「引揚げ」再開

1952(昭和27)年12月1日、中国政府は、残留邦人の願いを受けて党幹部によるラジオ放送で、残留日本人の帰国について援助を表明(「日本政府は船を送れ」)したことをきっかけとして、民間レベルでの協議が始まった(日赤社長・島津氏が中国紅十字会長に依頼)。

1953(昭和28)年3月5日

北京協定(中国紅十字会と日本赤十字、日中友好協会、日本平和連絡会)

集団引揚げ再開。

3月23日第一陣舞鶴着。合計2万600余名。

1956(昭和31)年6月28日

天津協定(当事者は北京協定と同じ)

戦犯日本人軍人335名の釈放

残留婦人の里帰り等実施。

しかしながら、身元の判明しない幼少の孤児、夫・子ども等家族のいる「残留婦人」らは帰国できないまま放置された。

日中国交全面断絶・引揚げ再び中断

1958(昭和33)年5月～1972(昭和47)年9月

国交全面断絶

引揚げ中断

同年5月2日、長崎切手展での中国国旗侮辱事件における日本政府の対応が原因となり、上記協定に基づく引揚げは中止となった。1972(昭和47)年9月29日の国交正常化を待つことになった。

中国残留邦人の戸籍抹消の暴挙

1959(昭和34)年3月3日

「未帰還者に関する特別措置法」公布

引揚げ中断のさなか、日本政府は、中国に遺棄され、放置されている日本人が多数残っていることを認識しながら、上記法律でもって、中国残留邦人を含む日本国民1万3,600人余名について、戦時死亡宣告をし、戸籍抹消の暴挙をなした。

6. 1979(昭和 47)年日中国交正常化以降の日本政府の施策・問題処理の遅延

国が傍観するのみの中で、民間ボランティアに委ねられた引揚げ

日中国交正常化以降も、日本政府は、中国残留邦人の肉親捜し、帰国問題について傍観していただけであり、この問題は民間のボランティアによって始められた。

1974(昭和 49)年

11月16日付、朝日新聞によれば、当時の厚生省援護局長は中国残留邦人の肉親捜し、帰国促進問題について、自分の仕事であることの認識すら持っていなかった(「民間まかせ、動かぬ厚生省」)。

また、当時の衆参議院厚生委員会所属国会議員に対して行われた「帰国促進を求めるアンケート」でも多くの議員からは、消極的な回答が寄せられた。

1975(昭和 50)年

3月になって、厚生省は初めて「中国残留邦人の公開調査」を実施(1981年1月13日まで9回)したものの、同年11月22日には、法務省は「中国帰国者の入国に際しては原則として外国人として取り扱う」方針を定める。

1978(昭和 53)年

10月6日に至ってようやく援護局長通知「帰還者等に関する調査及び処理実施要領について」を出して、肉親捜しの根拠を定めた。

1981(昭和 56)年

遅れ馳せながらも、3月2日、「残留孤児」について第1回訪日調査を実施(残留孤児47名中30名、身許判明)。

1982(昭和 57)年

第2回訪日調査(残留孤児60名中45名、身許判明)をするも、中国帰国者の養父母扶養問題、家族との離別等、新たな悲劇が生じ、中国側から訪日調査のストップがかかる。

1983(昭和 58)年

養父母扶養問題が解決し、訪日調査が再開される。

この間の残留邦人の帰国策は遅々としたものであり、1984(昭和 59)年10月31日に訪中した当時の渡部恒三厚生大臣は、中国側から遅延問題を指摘されることにな

る(毎日新聞・10月31日付)。

呉学謙中国外相

「現在のような訪日調査では10年かかっても終わりませんよ…」

黒龍江省幹部

「調査のスピードが遅すぎる。責任は日本政府にある。船で運んでもいいのは…」

1984(昭和59)年11月4日渡部恒三厚生大臣は

「今までは日本側の方が積極的で、中国は消極的だと聞いていたが、全く違っていた」と話す。

1986(昭和61)年

6月13日、厚生省援護局長は、「…1、2年のうちに全員受け入れろという方もある。ですけど、中国においても日本の社会でも無理のない帰国というのは、ある程度、幅と期間をおいて計画的にやった方がいいんじゃないかならうかと。」(1985(昭和60)年11月25日サンケイ 曲り角、中国残留孤児問題「進路をきく」と、「永住帰国を急ぐな」趣旨の発言をする。

7. 「残留婦人」帰国対策の一層の遅延

日本政府は、一貫して、終戦時13歳以上の邦人(全て女性)は、自己の意思で残ったものとし、1986(昭和61)年10月までは訪日調査の対象にもせず、日本在住の親族からの申請かつ身元保証がなければ帰国ができなかった。

民間ボランティア、弁護士会等の運動の結果、衆議院法務委員会で初めて「残留婦人」について調査結果を公表した。

一時帰国者約2,700名

永住帰国者 数百名

在中国 約3,500名

「特例」として「残留婦人」も帰国者施策の対象としたが、帰国は遅々として進まず、

1993(平成5)年9月5日

「残留婦人」12人強行帰国事件が社会問題化する。

1994(平成6)年4月6日

上記強行帰国事件を受けて「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の制定となった。

「時間との競争」と言われる中国残留邦人の帰国問題は、戦後56年たった現在も未解決であり、未だ帰国を果たしていない残留邦人は「残留婦人」を中心として1千数百人いると言われている。

三 帰国後の原告ら中国残留邦人に対する受け入れ体制・生活保障の不備

原告ら残留邦人は、戦前国策により中国に入植した開拓民の家族であり、終戦前後の日本国の「満洲放棄」「現地定着」政策と開拓民遺棄のため、悲惨な逃避行にさらされ、辛うじて生き残ったものの、日本政府が終戦後も早期・適切な帰国措置を取らなかったため、長年に渡り中国に放置された者である。

1. 帰国手続、国籍問題

中国からの帰国者は、中国旅券所持者、日本大使館から(日本人に発給されるはずの)渡航証明書を所持している者も、法務局等で日本国籍の保有が確認されるまでは外国人として扱う、というのが法務省入国管理局の方針である(昭57.1.23、法務省登管826)。その結果、帰国に際して、外国人に必要な身元保証人をたてなければならず、外国人登録を強いられてきた。

司法判断においては、就籍の申立の全てが、日本国籍を有するものと認められている。

日本政府は、残留邦人に対して、司法判断を経ることなく、日本国籍を復活させ、日本人として扱うべきである。

2. 「身元引受人」制度の問題点(1)

厚生省は、1985(昭和60)年3月、中国帰国者の「身元引受人制度」を制定し、現在まで続いている。

当初は、「残留孤児」の肉親は、身元引受人として、帰国手続、帰国旅費負担、帰国後の生活等の世話すべてを行うことを建前としており、身元の判明しない孤児については、ボランティアに身元引受人として、肉親の肩代わりをさせた(帰国旅費までも負担させて問題となった)。

この結果、身元引受人の受け入れ体制の不備、言語・生活習慣等の違いなどのため、

摩擦が絶えず、「孤児」は都会に逃げ出し、一方、肉親等身元引受人側にもその実態、問題点が知れ渡り、「身元引受」拒否、あるいは訪日調査でも名乗り出ないケースが多数生じることとなった。

この制度は、残留邦人を生み出し、かつ長年、外国に放置した国の責任を認めず、残留邦人問題を個人的問題にした国の方針の誤りである。

3. 「身元引受人」制度の問題点(2) - 住居制限

この制度は、帰国者の居住地を制限するものである。帰国者は、原則として親族等、身元引受人の住む地域を居住地として限定される。その地に、中国語がわかる人がいるのか、日本語研修の機会はあるのか、子供たちの教育、学校はどうか、仕事はあるのか、中国帰国者の仲間がいるのかどうか等についての配慮は一切無い。

居住地の制限を無くし、希望地を認めることにし、そのために必要な環境整備、条件を整える施策に転換すべきである。

4. 住宅問題

公営住宅に優先入居となっているが、50㎡程度の住宅に一家6～7人が居住しているという現実がある。

5. 日本語等の教育

定着促進センター、自立研修センター等での教育がなされているが、極めて不十分であり、民間ボランティアによる無償の日本語学習教室等に下駄を預けているのが実情である。

6. 就労

日本語が不十分なため、また中国での職業資格が日本では通用しないため、職業が単純肉体労働に限定され、労働条件も悪い。日本語等の教育を施すとともに、より一層の職業訓練、職業紹介をすべきである。

7. 二世・三世・四世の教育

今日、中国残留邦人の引揚げ・帰国に伴って来日してくる中国残留邦人の二世・三世・四世の中で、学校教育を必要とする子どもたちについても、多くの諸課題が存する。

就学・入学(編入学)にあたっては、1953(昭和28)年、当時急増していた中国残留

邦人の引揚げ・帰国に伴う二世の子供たちの受入れに対応するために、以下の趣旨の文部次官通達が出されている。

- ・特設学級での受入れが行えるようにすること。
- ・学齢相当学年より学年を下げて入学を措置することができること。
- ・15歳の学齢を超えていても受入れること。
- ・高等学校への受入れに配慮を行うこと。等々。

しかしながら、通達が出されて約半世紀経過した今日においても、規則通りに学齢相当に入学が措置され、学業に支障を来している子どもが数多く存在する。また、学齢超過者については、入学が認められなかったりするなど、受入れに当って、各地域間に大きな格差・立ちおくれが存在する。

さらに、中国残留邦人の子どもたちの実際の学校生活においても、日本語教育・教科指導教育など受入れにあたっての国としての一貫した施策・システムが確立されておらず、また、中国残留邦人に対する理解と支援のための啓発の取り組みの欠如により、次の項目をはじめとして、多岐に渡って深刻な問題が生じている。

- ・他の児童・生徒との軋轢によるいじめ・差別の問題。
- ・「自死」や、精神疾患に陥る子どもを頂点とした学校不適應の問題
- ・言語の疎通を欠くことなどによる世代間格差に伴う家族との断絶に関わる問題
- ・学校・地域社会からの疎外感による中国残留邦人の二世・三世・四世の子どもたちの反社会的行動の増加の問題

とりわけ、この問題の解決には、中国残留邦人に対する偏見・差別意識の除去の取り組みが不可欠であるが、それが、国として、「人権問題」としての中国残留邦人の位置づけが明確になされていないために、子どもたちの反社会的行動が、中国残留邦人の多住地域を中心に増加しており、地域・学校によっては、この子どもたちが「治安対象」とみなされているケースが少なくなく、すでに地域社会の「社会問題」として固定化されつつある地域も存在する。警察庁生活安全局少年課発行の「少年非行等の概要 1999年(平成12)年上半期」には、「中国人暴走族」の存在を名前を挙げて特筆(一方、日本人グループ暴走族については名前を挙げていない)しており、治安対象としていることを明らかにしている。

こうした諸問題は、国の教育行政の不作为によることは明らかである。文部省の統計によれば、特別な対応を行っている中国残留邦人の二世・三世・四世の児童生徒

の受入れ校は、在籍校全体の3割余りとどまっている。

しかも、年間通して継続的な対応を受けている児童生徒数は全体の四分の一にとどまっている。

また、この比率は調査を始めた1985年度の結果(特別な対応の学校約1割)と比較しても増加率は低率にとどまっているといえる。

さらに、全日制高等学校への進学率は、下記の表のように、一般全国平均から著しい格差が見られ、また、調査を始めた1985年の比率と大差ないことは明らかな行政の不作為の証左といえる。

中国帰国生徒のうち、前年度中学3年在籍生徒数と当年度高等学校(全日制)1年在籍生徒数との比較

< 単純全日制高等学校進学率 >

1985年度	58.0%
.	
1996年度	53.2%
1997年度	52.8%
1998年度	46.5%
1999年度	55.2%

8. 生活保障 特に老後保障問題

(1) 中国帰国者の現在の年齢は、「残留孤児」は56歳から68歳、「残留婦人」は68歳以上ということになる。

帰国後、異文化、異言語の日本社会の中で、就職は極めて厳しいものがあり、労働意思、労働能力(但し、前述のような職業訓練、資格の問題はある。)がありながら、職が見つからず、生活保護を受給している者も多い。

帰国者の生活保護受給状況は、下記のとおりである。

(厚生省社会援護局による1999.12.1現在の中国帰国者生活実態調査による)

回答者2,225人、平均年齢 孤児58.3歳、 婦人66.9歳

	孤 児	孤児参考 1995.3	孤児参考 1986.2	婦 人	婦人参考 1995.3
平 均	65.5%	38.5%		64.8%	38.5%

帰国後経過 年数別					
1年未満	91.5%	84.2%	94.0%	86.5%	78.6%
4～5年	75.9%	31.8%	36.3%	61.6%	30.9%
5年以上	53.2%	27.1%	26.8%	60.3%	26.7%

注) 1986.2 の婦人の調査は行われず

これを見ると、帰国者の高齢化、不況の影響により、非常に増加していることが判る。

(2) 帰国者のみならず、国民にとって、生活保護費が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」にはあまりにも低額すぎるとい問題はさておくとして、これまで述べた帰国者の特殊性を考えると、その生活保障制度としてはなじまない。帰国者にとって、自分たちが生活保護対象者とされることに大きな抵抗感があり、また、親族への気兼ねなどから、生活保護の請求すらすることなく、厳しい現実に耐えている帰国者も現実に多数いる。経済的援助ができないために名乗り出ることができない親族を作ってしまうこともある。

(3) 国民年金については、1994年の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」13条により、国庫負担分3分の1相当数が支給されるようになったが、最高額で年26万円であり、しかも、これとて生活保護法4条(補足性の原則)により、生活保護費の減額につながるのである。

厚生年金は、孤児の大半は、1980年代半ば以降に帰国していることから、せいぜい月額3～5万円であり、これも生活保護費の減額の対象になる。

(4) 以上のように、中国帰国者の老後の生活保障についての国の施策は、生活保護のみと言い切ることができ、帰国者には、生活保護はなじまず、かつ低額であることと、中国残留孤児発生歴史に鑑みるならば、中国帰国者に対しては、戦後補償の問題として位置付けた上、別途、実情に応じた生活保障を行うべきである。

四 国の責任

1 中国残留邦人らは出生時から日本国籍を有する日本国民である。

国家は自国民を保護する義務と責任がある。

しかし、国(行政機関および立法機関)は、前述の不法行為をなしてきた。

憲法第11条は「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国

民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」という。

「祖国へ帰りたい」「祖国で生活したい」という中国残留邦人らの願いは、まさしく重要な基本的人権のひとつである。

(1) ポツダム宣言受諾

1945(昭和20)年8月10日、日本は米・中・英三国によるポツダム宣言を受諾し、同月15日無条件降伏することにより、第二次世界大戦を終結した。

ポツダム宣言第8項において、日本領土は本州、北海道、九州及び四国並びに宣言国の決定する諸小島に局限され、1914(大正3)年の第一次大戦の開始以降に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剥奪すること、並びに満洲、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から窃取したすべての地域を中華民国に返還することになった(カイロ宣言)。

これにより、中国東北地方(「満洲」等)等は、日本国の主権の及ばない領土外となり、日本国は、これらの地域に在留する日本国民をすみやかに日本国内に帰還させる義務を負うことになるとともに、中国東北部に取り残された日本国民は、基本的人権として国に対し祖国に帰還する権利を有することになった。

(2) 世界人権宣言(1948年12月10日第3回国連総会採択)第13条第2項

「すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り及び自国に帰る権利を有する。」

当時日本は国連加盟国ではなかったが、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎…」(前文)であり、この宣言にうたわれた人権は国際社会における普遍的原理である。

(3) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)第12条で移動・居住・出国及び帰国の自由を規定する。

本規約の効力発生は、1979(昭和54)年9月21日であるが、上記世界人権宣言と同様、人類社会、国際社会に普遍的な人権であり、憲法第11条の基本的人権の内容をなすものである。

2 日本政府は、前述のように、中国東北地方に取り残された開拓民家族らに対し、保護措置及び祖国への帰還の施策を講じなかった。日本政府のこれらの不作為はポツダム宣言に反し、憲法違反であり、そしてなによりも国際人道法ともいべき人類社会普遍の原理である「国民はその所属する国へ帰る権利を有する」ことに対する重大な侵犯であり、違法である。

3 また、苦難の末、ようやく帰国を果たした帰国者らに対し、祖国社会での定着、自立、生活保障の措置をとることは、開拓民を植民地である「満洲」に送り込み、遺棄し、放置した先行行為に基づく、当然の作為義務とも言うべきものであり、これを尽くさないこと自体も違法というべきである。